

起業支援拠点準備業務 公募型プロポーザル 事業者募集要項

1 目的

起業をはじめとして、新事業・新産業の創出、第二創業・事業承継等の新たな事業展開を、不足する経営資源の提供及び地域内外のあらゆる人材の交流を通して促進するため、これを実施するサポート・交流拠点機能について調査・試験的運用等を行うもの。

2 業務概要

- (1) 発注者
釜石市
- (2) 委託業務名
起業支援拠点準備業務（以下「本業務」という。）
- (3) 委託業務内容
起業支援拠点準備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (5) 予算上限額
3,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 担当部署（提出先）

釜石市産業振興部商工観光課商工業支援係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
電話 0193-27-8421（内線 321） FAX 0193-22-2762
メール sangyou@city.kamaishi.iwate.jp

4 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、複数の者による共同提案による場合は、全ての構成員が次に掲げる要件全てを満たすこととし、代表者を定めた上で本プロポーザルに参加できることとする。

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、市の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 釜石市暴力団排除条例（平成27年条例第37号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。

5 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	予定日
公募開始	令和5年9月6日（水）
質問受付期間	令和5年9月6日（水）から 令和5年9月13日（水）まで
質問への回答	令和5年9月15日（金）
参加申込書及び企画提案書の提出締切	令和5年9月20日（水）
審査会（プレゼンテーション）	令和5年9月25日（月）
選定結果通知	令和5年9月27日（水）
業務委託契約締結	令和5年9月下旬

6 参加申込み等の手続き

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、下記により参加申込みを行うこと。

(1) 提出書類（各1部）

①参加申込書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

③業務受託実績書（様式第3号）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること（コピー可）。

④業務実施体制及び業務従事者情報（様式第4号）

契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者、担当者等の組織体制図など）及び業務従事者の情報（資格・主な業務実績など）について記載すること。

⑤納税証明書

国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書

市税：釜石市に納税義務がある場合は「法人市民税」及び「固定資産税」等の未納税額のない証明書

(2) 提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

提出先へ郵送又は持参により提出すること。

7 企画提案書等の提出

参加者は、別紙仕様書に基づき、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時（必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

②業務工程表（任意様式）

③見積書（任意様式）

(3) 書類作成上の留意点

①提出書類はA4判を基本とすること。

②総提出書類は20ページ以内とすること。

③文書を補完するための写真、イラスト等の使用は任意とする。

④提出書類の印刷はカラー、白黒を問わない。

⑤企画提案書の表紙には、タイトルを「起業支援拠点準備業務」とし、提出年月日を記載すること。

(4) 提出部数

提出部数は正本各 1 部、副本各 5 部とする。
正本には、会社名及び代表者名を記名すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出すること。
郵送の場合、封筒には本プロポーザルに係る書類が封入されていることが分かるよう記載すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出

① 提出期間

令和 5 年 9 月 6 日（水）から令和 5 年 9 月 13 日（水）午後 5 時まで

② 提出方法

質問書（様式第 5 号）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メール以外（電話等）での質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

質問及び回答の内容については、令和 5 年 9 月 15 日（金）を目途に市ホームページにおいて公表する。なお、回答に当たっては、質問を行った事業者名は公表しない。
また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

9 選定方法

提出された企画提案書等に基づき、市の職員で構成する「起業支援拠点準備業務受託候補者選定審査会」（以下、「審査会」という。）において、別に定める審査基準により総合的に審査し、受託候補者を選定する。

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに市ホームページで公表する。なお、問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(1) 審査基準の概要

- ①業務履行能力（業務実績、業務体制）
- ②企画提案内容（実施方針、実施工程、実施方法及び内容等）
- ③見積内容（見積額）

(2) 審査会

提出された書類に基づき、参加者が審査会においてプレゼンテーション方式により説明を行う。

①実施日（予定）

令和 5 年 9 月 25 日（月）

②所要時間

プレゼンテーションの時間は 30 分以内（参加者からの説明 15 分以内、質疑応答 15 分程度。準備時間は除く。）とする。ただし、参加者の数により時間を変更する場合がある。

③出席者

参加者 1 者につき 3 人以内とする。

なお、出席者については、令和 5 年 9 月 20 日（水）までに、所属（役職）及び氏名を電子メールにより報告（任意様式）すること。また、その際、担当者（窓口）の連絡先（当日連絡可能なもの）についても併せて報告すること。

④その他

審査会は非公開とする。

(3) 受託候補者の選定

審査会での審査において、最も高い評価となった参加者を第 1 受託候補者として選定し、次点となった参加者を第 2 受託候補者とする。

また、参加者が 1 者の場合でも審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認

められる場合は、当該参加者を受託候補者として選定する。

(4) 選定結果

選定結果については、審査会に参加した参加者全員に対して、文書で通知する。

10 契約

(1) 受託者の決定

市は、第1受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が調わない場合は、第2受託候補者と協議を行い、受託者を決定することができる。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、市と協議の上、速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託料上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

11 失格事項

参加者が次の事項に該当すると市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 書類の提出期限に遅延した場合
- (3) 本要領を順守しない場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 提出書類に虚偽があった場合
- (6) 提出された見積書が委託料上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案に当たり著しく審議の公平性に反する行為があった場合

12 辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、令和5年9月22日(金)午後3時までに、電子メールにより、辞退理由を記した参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

13 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は、原則として当該参加者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用することができる。
- (5) 提出された関係書類は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができる。
- (6) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由として異議を申し立てることができないものとする。
- (7) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本としつつも、契約内容等を確約するものではない。